



Title	孝としての近親相姦
Author(s)	佐野, 大介
Citation	中国研究集刊. 2014, 59, p. 35-54
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58710
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

孝としての近親相姦

佐野大介

はじめに

俗に殺人・食人・近親相姦は三大タブーといわれる。これらタブーと孝との関係について考えてみると、殺人に関しては、孟子は舜は人を殺した父を担いで逃げるで

あろうと述べ、『孝子伝』の魯の義士兄弟は母を罵った隣人を殺し、『二十四孝』の郭巨は親の食扶持を確保するため我子を埋め殺そうとする。食人に関しては、病氣平癒を目的に親に己の肉を食べさせる割股の例は、漢土の史書に枚挙に暇無い。

儒教的思惟において、時に孝のためには殺人・食人といったタブーを侵犯することが容認され得るといえよう。むしろ、侵犯するタブーが重大であるほど、それを

犯しても行なう孝の重要さが示されるといってよい。

では、残る一つ、近親相姦（インセスト）についてはどうであろうか。近親相姦のタブーは、人間のほとんどあらゆる文化で見られる^{注1)}。親子相姦に限つても、例えはプラトンの『国家』において、

われわれは男たちに、誰とでも好きな相手と自由に交わることを許すだろう。——ただ、自分の娘や母や、娘の子供たちや母の母などをのぞいて。また女たちにも、相手が息子や父や、息子の息子や父の父などの場合をのぞいて、同じ自由を与えるだろう。

（『国家』第五卷九節）^{注2)}

と直系血族との性交を禁忌とするし、『聖書』『コーラ

ン』には、

母を犯し、父を辱めてはならない。彼女はあなたの実母である。彼女を犯してはならない。(『旧約聖書』レビ記一八・七) (注3)

父の妻を犯してはならない。父を辱めることだからである。……嫁を犯してはならない。彼女は息子の妻である。(『旧約聖書』レビ記一八・八)

自分の父親の妻であつた女を「己」が妻にしてはならない。(『コーラン』第四章第二六節) (注4)

汝らの娶つてならぬ相手としては、自分の母親、娘、姉妹、父方の叔母に母方の叔母、兄弟の娘に姉妹の娘、自分に乳を飲ませてくれた母(乳母)、乳姉妹、妻の母親、汝らが肉体的交渉をもつた妻が(以前に)生んで(連れて来た)繼娘で(今は)汝らが後見している者——だが勿論、まだ交渉をもたぬうちなら(その連れ子を妻にしても)罪にはならぬ——それからまた自分の腰から出た息子の配偶者。(『コーラン』第四章第二七節)

とあり、血縁的親子間・社会的親子間ともに性交が禁忌とされている。

儒教においては、『礼記』に、

夫れ唯だ禽獸は礼無し。故に父子麿を聚^{いうとも}にす。是の故に聖人作^{した}ち、礼を為りて以て人に教え、人をして礼有るを以て、自ら禽獸より別つことを知らしむ(夫唯禽獸無礼。故父子聚麿。是故聖人作、為礼以教人、使人以有礼、知自別於禽獸)。(『礼記』曲礼上)

とあり、父子が同一の牲と交わることは禽獸の特徴であり、その有無が禽獸と人とを分けるポイントとなると意識されている。さまざまな文化において、血縁的親子・社会的親子を問わず、親子間でのインセストが強い禁忌とされている様子が見てとれよう。

さて、「親への従順」つまり、「親に従う」ことは孝の主要な部分である。『礼記』曲礼に、「子の親に事うるや、三たび諫めて聽かざれば、則ち号泣して之に隨う(子之事親也、三諫而不聽、則号泣而隨之)」とあるように、儒教的思惟においては、不義の命であつても、最終的には親の命に従うことが要請される。

親子間のインセストが不義であることは論を俟たない

が、では、親から「インセスト要求」という「不義」を命ぜられたとしたら、子はいかに答えるべきであろうか。

「従順」とは、親からの命令・要求に子が従うことである。「親からのインセスト要求に子が従う」としたら、その行為は一種の「従順」と理解することができ。ならば、その行為は「孝としての親子相姦」と見なすことも可能であろう。では、親子間インセストが親孝行の結果として容認されるということはありうるであろう。

本稿では、近世以前の本朝の史料に現われた親子相姦事例や、文学作品における親子姦モチーフの取り扱いの検討より、その意義・機能を探りつつ、この「孝としての親子相姦」成立の可能性について検討する。

なお、本稿ではインセストの内、特に親子間のインセストについて検討するが、血縁的親（「実父」「実母」）、社会的親（「繼母」「繼父」「義父」「舅」など）との性交（近親姦）・通婚（近親婚）を考察の対象とする（注5）。

セストタブーの規定より確認してゆく。
古代においては、『延喜式』に、

国津罪、……己が母犯せる罪、己が子犯せる罪、母と子と犯せる罪、子と母と犯せる罪、畜犯せる罪（国津罪、……己母犯罪、己子犯罪、母与子犯罪、子与母犯罪、畜犯罪）。（『延喜式』卷八「祝詞」）（注6）

とあり、親子相姦（「己母犯罪、己子犯罪」）が国津罪の一つとしてあげられている。『古事記』には、

上通下通婚、馬婚、牛婚、鶴婚、犬婚之罪。（『古事記』中巻、仲哀天皇条）（注7）

とあり、「上通下通婚」が近親婚タブーを指すものと考えられる。

また、養老律には唐律に倣つた近親姦の禁止が存在し、八虐の一つ「不孝」として、

一、「母—子」関係

一一、本朝における親子姦の禁止
まず史料に現われた親子間インセストに関して、イン

七に曰はく、不孝。「謂はく、……父祖の妾を奸せ
るをいふ」（七曰。不孝。「……奸父祖妾」）（名例律
第一）（注8）

とあり、その罰則は正妻で徒三年である^(注9)。

凡そ父祖の妻を姦する者は徒三年。妾は一等を減ず
（凡姦父祖妻者。徒三年。妾減一等）。（雜律逸文）^(注10)

江戸時代の幕府法にあたる『御定書百個条』では、

ことごとく覆没して溺死したとき、ただ一人その名を丹
娜婆と呼ぶ妊婦が、櫨の樹を抱いていたために死を免
れ、同島大岡郷（大賀郷）の海辺の洞穴の中でき延び
た。やがて生れたのは男の子であつたが、丹娜婆はこの
子と交つて子孫を生み、次第に繁殖して今日にいたつ
た」（桃太郎の母）^(注14)と紹介する八丈島起源譚が挙げ
られる。

史実として記された例に着目すると、古代に、

共 獄門（『御定書百個条』第四八、「密通御仕置之
事」）^(注11)

一 姉妹伯母姪と密通いたし候もの
共遠国 非人手下（同右）
男女

故天皇^{かむあがり}まとしての後に、其の庶兄^{タギシミノミコト}當芸志美美命^{タギシミノミコト}
其の嫡后伊須氣余理比壳^{ヨリヒメ}に娶たる時……（故天皇
崩後^{カモハシ}其庶兄当芸志美美命娶其嫡后伊須氣余理比壳
之時……）。（古事記）中巻、神武天皇条^(注15)

とある。時代を問わず、親子姦が禁忌とされてきたこと
が見てとれる^(注12)。

一一、史料に見られる母子相姦

多くの文化圏の神話において、近親相姦が世界の起源

の説明として用いられるることは多言を要さないが^(注13)、

若倭根子日^{カヤマト子コヒコオホビタノミコト}子大昆々命……、又、庶母伊迦賀色許^{ミコト}
壳命^{ミコト}に娶^{ミアヒ}まして、御子御真木入^{ミマキイリヒコイニエノミコト}印惠命^{ミコト}を生みま
せる（若倭根子日^{カヤマト子コヒコオホビタノミコト}子大昆々命……、又、娶母伊迦賀
色許壳命、生御子御真木入日^{カヤマト子コヒコオホビタノミコト}子印惠命）」（古事記）
中巻、開化天皇条^(注16)

本朝において世界起源譚に母子相姦が見られる例として
は、石田英一郎氏が、「太古大津波があつて全島の人畜

聖王の庶兄多米王、其の父池辺天皇崩^{ハセハシ}ずるの後、聖
王の母穴太部間人王を娶りて児を生む。佐富女王な

り（聖王庶兄多米王、其父池辺天皇崩後、娶聖王母

穴太部間人王生児。佐富女王也）。『上宮聖德法王帝説』^(注17)

といつた例がある。それぞれ、神武天皇の皇子當芸志美命は嫡母の伊須氣余理比売を己の皇后とし、

若倭根子日子大昆々命（後の開化天皇）は、庶母の伊迦賀色許売命を皇后とした。また、用明天皇の皇子多

米王は嫡母間人女王を娶つたという^(注18)。

王朝交代の存在しない本朝において、正史に朝家の

「繼母—繼子」婚の事例を「記紀ともに記して何の悪び

れる所もない」（坂本氏前掲論文）のは、本居宣長が

「是も上代には嫌はざりし事なりけむ。今漢国のさだめ

を以て、上代の事を、かにかくに議すべきにあらず」

『古事記伝』一二之卷)^(注19)とするよう、儒教輸入以

前、繼母との通婚が忌まれていなかつたためであろう。

「血縁的母—子」間のインセストは、上代より相姦・

相婚は禁忌とされていたが、「社会的母—子」間のイン

セストについては、上代特に忌まれたものではなかつた

と考えられる。後代忌避が激しくなつたのは、律令や儒教倫理の流入に伴つてのことと考へられよう。

舍衛国に一人の梵士あり。形好からむ女を儲けんが
為に、一城を見めぐるに、母ばかりの美人なし。この故に母を人ばなれたる所へすかしやりて、おかさんとするに、母拒ふとすれども、女はかひなきものなれば、つるにしたがひにけり。あひ見て後は、かなふべき事ならねば、心ざしふかくてすぐる程に、

一―三、文学作品にみられる母子相姦

本章では、近代以前の文学作品に見える母子姦モチーフの機能を検討し、「孝としての母子相姦」の可能性を探つてゆく。国文学上の母子姦といつて先ず思いうかぶるのは『源氏物語』における藤壺と光源氏との逢瀬であろう。

いかがたばかりけむ、いとわりなく見てまつるほどさへ、現とはおぼえぬぞわびしきや（『源氏物語』第五帖「若紫」）^(注20)

藤壺は父帝桐壺帝の中宮であるから、この関係は「社会的母—子」間のインセストに当たる。

次に仏教系説話に母子姦モチーフを探ると、平安末期の仏教説話集『宝物集』に、幾つか見える。

心にまかせてあはんがために、父をころしてげり。

父なくなりて後は、心にまかせて住みわたるほどに、見きく人是をいま／＼しがりてければ、母、この事をはぢて、隣国におとこをまうけて、にげんと

しけるを聞つけて、「昔こそ母にて有しか、今は我つまなり。なんぞ他人の膚ふれんとする」とて、腹立て打ちけるほどに、母をうちころしてげり。(『宝物集』卷七) ^(注2)

「父の留守中に母を犯し、帰宅した父を殺害。さらに母が逃亡したため殺害」という話であるが、結論部に、「五逆罪の中に。四逆を既に犯しつ。去れども仏はこの重罪を哀み悲しみて。善知識と成して救ひ給ひたる事あり」(傍点引用者以下同)とする。

また、卷五に、

明達律師は、しらで母をおかし、順源法師はしりながらむすめを嫁ぐ……。(『宝物集』卷第五) ^(注22)

と、舍衛国の梵士・明達律師は実母と、順源律師は娘を通じたとされるが、二人は「つゐに往生の素懐をとげる人なり」^(注23)とされている。

御伽草子「和泉式部」は、「元捨て子であつた男が和泉式部に思いを寄せ、念願叶つて一夜を共にすると、持つていた守り刀から、昔和泉式部が捨てた子であつたことが判明する」^(注24)という物語であるが、結末として、

是を菩提の種として、都をいまだに夜深に出て、尾上の鐘の浦伝ひ、響は何としかま湧、霞をしおぎ雲を分け播磨国書写へ上りせ、性空上人の御弟子となり、六十一の年得心し給ひける……、(『和泉式部』) ^(注25)

とある。これらにおいては、母子姦が「善知識」「往生の素懐」「菩提の種」として取り扱われているのである。野口武彦氏が『宝物集』のインセスト説話について、「この近親相姦のエピソードが、往生の機縁を語るモチーフにはなつていても、近親相姦の主題そのものを紡ぎ出す文学的モチーフとして機能していない、ということではないのか」^(注26)とするように、これら仏教系の説話においては、母子相姦タブーの侵犯は、非難や断罪の対象としてではなく、出家・往生を導く機縁として機能しており、その限りにおいて、いわば容認されているといえよう^(注27)。

さて、本章でここまで見てきた例は、全て「子から母

「ヘインセスト要求を行なつた場合」の母子相姦である。では、「孝としての近親相姦」という見方の成立に関わる、「母から子へインセスト要求を行なつた場合」はどうに描かれているのであろうか。

社会的母からのインセスト要求として、『今昔物語集』に、

今ノ后ハ繼母デゾ有リケル。其レニ此ノ太子ノ有様ヲ后見テ。愛欲ノ心ヲ発シテ、更ニ他ノ事无シ。此ノ后ノ名ヲバ帝尸羅又ト云フ。后、此ノ事ヲ思歎クニ不堪ズシテ終二人无キ隙ヲ計リテ、太子ノ在マス所ニ蜜ニ寄テ、太子ニ取り懸リテ忽ニ懷抱セムトス。太子、其ノ心无クシテ驚テ逃去ヌ。后大ニ怨ヲ成シテ静ナル隙ヲ計テ大王ニ申サク、此太子ハ我レヲ思ヒ懸タル也……。〔今昔物語集〕第四卷「狗擎羅太子、扶眼依法力得眼語」第四）^(注28)

という話が見える。「太子が繼母の邪恋を拒絶すると、繼母は腹いせに、太子が己に邪恋していると父王に讒言する」というストーリーで、結局それを信じた父王は太子に両眼を抉ることを命じ、太子はその命に従う。

これはインド起源の物語だが、本朝起源のものにも継

母の邪恋譚は多く見られる。説経「愛護若」では、

さてもさても情けなや。繼母の身として、繼子に恋慕の思い、例少なき次第なり。〔愛護若〕^(注29)

と、繼母雲居の局が繼子愛護若に懸想し、拒絶されると、愛護若を罠に陥れ死に至らしめる。

この「愛護若」の繼母邪恋の要素と所謂俊徳丸伝説とを基に作成されたと考えられるのが、繼母玉手御前の繼子俊徳丸に対する邪恋を発端とする物語、淨瑠璃「撰州合邦辻」である。俊徳丸は、邪恋を拒むとすぐに、玉手御前が盛つた毒のため癲病に罹患する。俊徳丸は世をはかなんで出奔し、婚約者の浅香姫と玉手御前とはそれぞれ俊徳丸を追つて旅に出る。三人は玉手御前の父合邦の宅で再会するのだが、合邦は、自身の娘について、

潔白な親とは違ひ。子と名の付た俊徳様に。無体な恋を仕かけるのみか。跡迄も慕ひ廻り。大恩の夫を捨て出したいたづら女良^(注30)

と批判する。

『うつほ物語』の忠こそも、繼母である北の方の邪恋

を拒絶することにより、北の方の讒言に遭い、世をはかなんで出家する。

忠こそ、あこ君のもとへ通ふを、繼母の北の方、うらやましと思しけど、いと片思ひなり。氣色ある消息聞こえたまへど、心得たるいらへなどもしたまはぬほどに（『うつほ物語』「忠こそ」）^{〔注31〕}

これらの例は、「繼母の邪恋→繼子の拒绝→繼子いじめ」という流れが共通しており、一つの型として成立していたことが見てとれよう。繼母の邪恋が強く嫌悪されたことは、玉手の父合邦の科白に、「よふもく儕が

様な女の道も。人の道も。むちやくちやな娘を持たと思へば。無念で身節が碎るはい」^{〔注32〕}とあることからも明らかである。

「孝としての近親相姦」が成立するためには、子側が親側からのインセスト要求を受けいれる必要があるため、ここまで採り上げた例からは「孝としての近親相姦」の成立可能性は見出せないといえよう。

では、次に血縁的母、つまり実母から実子へのインセスト要求モチーフについて検討する。

実母のインセスト要求を扱った作品は極めて稀だが、

『日本靈異記』に見える、

仏、阿難に告りたまはく、「是の女、先世に一の男子を産む。深く愛心を結び、口に其の子の閻を嘆ふ。母三年を経て、儻條に病を得、命終の時に臨み、子を撫で閻を嘆ひて、斯く言ひき。『我、生々の世に常に生れて相はむ』といひて、隣家の女に生れ、終に子の妻と成り、自分が夫の骨を祠りて、今慕ひ哭く。本末の事を知るが故に、我哭けらくのみ」とのたまへり。（『日本靈異記』中巻「女人大きなる蛇に婚せられ、薬の力に頼りて命を全くすること得し縁」第四十一）^{〔注33〕}

は、実母が実子に恋するあまり、隣家の娘に生れ変わつて息子と結婚するというものである^{〔注34〕}。釈迦が所謂「悪因悪果」を嘆く例として出したものであり、釈迦の智恵を示す要素として機能している。

生れ変わり等の要素を持たない、純粹な母子間インセストを扱った文学作品として唯一管見に及んだのが、近世安永期の嘶本『輕口開談議』載す「倭の朱買人」^{〔注35〕}である。

梗概としては、まず孝行者として知られる藤七の母が

物思いの病に臥す。一向に憂いの理由を語らないため、
入りの女性に問わせたところ、問答の末、

と即答する。藤七は、「実母一子」姦を「母のびやうき
さへよふなる事なら」問題ないというのである。実行す
るに及び、母が、

此身の病気ハ、我子の藤七に、ふと執着の念がおこ
つて此身の因果。ちくしやうの名を取事がかなし
さ、此身ばかり死ねバ済事と思ふて、けふやしぬ
る、あすやしぬると思ふてゐる処に、だん／＼の尋
ゆへ、是非なふ此わけ語ます。かならず、この事は

外の人へひいふて下さんな。……我子ながらも孝心

の藤七、このやうな事いふたら、定めてあいそつか
すであらふ程に、かならずいふてくれな。(『輕口開
談議』「倭の朱買人」)

と謝罪すると、また、

コレ藤七、扱々面ぼくもなき事ながら、此道事ハゆ
るしてたも(『輕口開談議』「倭の朱買人」)

さて／＼もつたいない事。何が御病気の本復さへあ
る事ならバ、御腹のうへゑ上りづめにしております
(『輕口開談議』「倭の朱買人」)

と告白する。母親が実の息子への恋慕の情を打ち明けて
いる訳だが、母は己の邪恋を「ちくしやう」と表現し、
「此身ばかり死ねば済事」と恥じる。ところが、それを
聞いた息子藤七は、

扱々、それハ御やすひ御望。よその人なら、なんの
かのとむすかしけれど、母のびやうきさへよふなる
事なら、何時でも。(『輕口開談議』「倭の朱買人」)

と、ここでも「御病気の本復」のためなら、母子姦も厭
わないとの考えを表白している。ここには明らかに、
「実母のインセスト要求を実子が受け入れる」というモ
チーフが見い出される(注36)。

当時は、例えば享保七年(一七二三)の御触書に、

一只今迄有来候板行物の内好色本の類風俗の為にも
よろしからざる儀ニ候。段々相改絶板可仕事。(『撰

要永久録』御触之事卷二十)(注37)

などとあり、幕府によつて「風俗の為にもよろしからさる」作品の出版は強く規制されていた。

また野口氏が、「江戸時代二百五十年間を通じて、フロイドのいわゆる超自我にあたる役割は、ほぼ儒教の「天」によつて果されてきたといつてさしつかえないだろう。社会生活ではつねに「孝」の徳目を表面に押し立てた儒教倫理が、母子相姦の主題そのものに陽の目を見せなかつたのは当然であつた」（野口氏前掲論文）とするよう、母子間インセストに触ることは忌避されていた。

このような状況の下で上梓され世に示された当該話（母のインセスト要求に子が従う形の母子相姦話）は、「孝としての母子相姦」が親孝行の結果として容認される可能性を示したものだといえよう。

二、「父—娘」関係

二一、「血縁的父—娘」関係

本章では、「父—娘」間のインセストについて検討す

る。実際の「父—娘」間のインセスト発生件数は、「母—子」のそれに数で劣ることはないと思われるが^(注38)、近世までの本朝の史料で、「実父—娘」間のインセスト

事例を史実として記したものは、後に挙げる一例を除き管見に及ばなかつた。

文学作品で先ず管見に及んだのは、井原西鶴の浮世草子『本朝桜陰比事』の例である。

御訴訟申上ぐ、……里人声かしましく我乍いふうちに、伯父者人手形も無い事申されなといふ、京の者腹立して伯父ない事が御前へ申上げらるゝものかと、両方より伯父といへる言葉御前の御耳に留りて、先づ公事は外になりておのれら畜生同前なり、先祖の祖父今世にあらば屹度申付くべき曲者なり、……いづれも合点まゐらず色々思案いたしても落着せざりしを、御前には即座に聞し召し分けさせらるゝ事諸人感じける（『本朝桜陰比事』卷之一、三「御耳に立つは同」言葉）^(注39)

類似したモチーフの話が、室町時代の説話集『塵塚物語』に見える。

十歳あまりのわらは、三四歳なる子を負うてあそばしめけるが、彼負はれる子も負へる童も、互に伯父々々と云てければ、九郎判官此事をきかれて莞爾

としてわらひて、嗚呼不義のやつばら哉といひて過

給ひけり。人々心得ず思計にてとほりけるが、……

ああ判官義経君は百世にも超る頓智の御生得た

り。……彼たがひにをぢ／＼と云事を思案するに、

仮へば夫婦の中に男女二人の子ありて、其男子は母

親に通じて男子一人をうみ、又女子は其ち、に通じ

て男子一人を生む。其父と娘と嫁してうむ子と、其

母と男子と嫁してうむ子と、二人を一所へ寄ていふ

時は、則両方共にをぢ／＼也（『塵塚物語』卷第六

〔源九郎義経頓智之事〕）^(注40)

『本朝桜陰比事』は、訴訟の場で争う二人が互いに「伯

父」と呼びあう。『塵塚物語』も、子守をしている子供

と子守されている子供とが互いに「をぢ」と呼びあう。

その理由は、『本朝桜陰比事』では、祖父に男女の孫

があり、男孫が一方の訴訟相手（A）。祖父は女孫と通

じて男子を生ませており、この男子がもう一方の訴訟相

手（B）。Aから見てBは祖父の子であるから「伯父」

であり、Bから見てAは母の兄であるから「伯父」とな

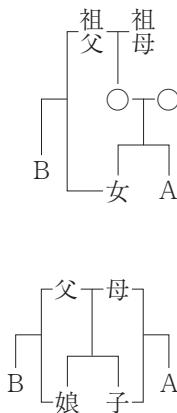
る^(注41)。また、『塵塚物語』では、夫婦が男女二人の子

を成し、男子が母と、女子が父と通じる。双方に生れた

子にとつて、互いに相手は祖父母の子であるから「を

ぢ」となる（左図参照）。

本朝桜陰比事 霧塚物語



これらはインセストによる親族呼称の混乱に直面し、周りの人間が困惑する中で、裁判官や義経のみが即座にその理由を理解する、というストーリーで、インセストが主人公の聰明さを際立たせるための一種の難題として機能している。

「実父一娘」姦において「孝としての近親相姦」に繋がる可能性を有する作品として、本朝元禄年間に刊行された浮世草子『好色敗毒散』載す「長崎船」が管見に及んだ。梗概は、「成金の親父が大坂新町の太夫に夢中になり、身請したところ、貧しい時に別れた娘とわかり、父と思わぬ関係になつた大夫が困惑する話」（『長崎船』「あらまし」）^(注42)である。身請の段になつて、性的交渉を持った相手が父親と気づき困惑する大夫に、同僚の女郎は、

しかし何事もしらぬ神にとがはなし。あやまつてあらたむるにはかかる所をすぼめて、晚からは実事づくめにあそばせ。今までぢやとておやご様のいやがらんす事をさしましたではなし。廿四孝もしのこしておいた孝行ぞかし（『好色敗毒散』卷之一「長崎船』）^(注43)

と、「おもしろをかしう」とりなす。

笑い話のサゲにあたる部分とはいえ、「実父——娘」姦を「廿四孝もしのこしておいた孝行」と表現するのである。ここにはつきりと「親のインセスト要求に従う」孝」という観念が意識されているといえよう。さらにこの観念は、『吾妻鏡』に記されたある事件にも表れている。

今日佐介に居住するの者、俄に自害を企つ。聞く者競い集まり、此の家を囲繞し其の死骸を觀る。此の人の聟有り、日來宅処を同じうせしむ。其の聟白地に田舎に下向し訖る。其の隙を窺い、艶言を息女に通わす事有り。息女殊に周章し、敢えて許容すること能わず。而して投櫛せしむの時、取る者骨肉も皆他人に變るの由之を称し、彼の父潛かに女子の居所

に到り、屏風の上より櫛を投げ入る。息女不意にして之を取る。仍りて父已に他人に準じ志を遂げんと欲す。時に団らずして聟田舎より帰着し入来る。其の砌の間に、忽ち以て悲に堪えず、自害に及ぶ（云々）。聟仰天し、悲歎の余り、即ち妻女を離別す。彼の命に隨わざるに依りてこの珍事出来す。不孝の致す所なり。芳契を施す能わざるの由（云々）。剩え其の身出家を遂げ、修行し舅の夢後を訪う（云々）。（『吾妻鏡』卷四〇、建長二年六月廿四日戊午）^(注44)

「婿が外出している間に父親が娘にインセストを迫り、娘が拒絶。そこに婿が帰宅し、顛末を知られた父（婿にとって岳父）が自殺する」という事件である。そうして、婿はこの事件を理由として嫁を離別する。その理由は、「彼の命に隨わざるに依りてこの珍事出来す。不孝の致す所なり」つまり、「実父のインセスト要求を拒絶するのは不孝」というものであった。

文学のみならず史書にさえ、このような「親のインセスト要求に従う」孝」という観念が見られることは、「孝としての父娘相姦」が親孝行の結果として容認される可能性を示したものだといえよう。

二一一、「社会的父一娘」関係

「社会的父一娘」関係はいくつか想定し得るが、「継父一継娘」間のインセストを描いたものとして、平安期に成立したとされる王朝物語『有明けの別れ』が挙げられる。作中、

まことにならずとも、ただいまさしむかひたらん人の、ただ一人もてかしづきたまふを、いとわかきにあらぬ御ほどに、思ひやりなくたどりたまふよ

(いくら実の親ではないからといって、いま現に毎日差し向かっている方、それも一人娘として、北の方が大切にしていらっしゃる姫君を、さほど若くもない年輩の身で、何の気配りもなく、訪ねて行かれることよ)。『有明けの別れ』卷一)^(注45)

など、左大将が北の方の連れ子(継娘にあたる)と通じていることが語られる。姫は継父のインセスト要求を拒否できずに関係を持つている。この状況は、「親の指示に対する従順」ではあるが、姫の行動は自身の自律的意志による「従順」ではなく、拒絶不能からの「従順」であり、むしろ現代でいうところの性的虐待に近い。

一風変ったものとしては、『発心集』の、

此の妻、先の男の子をなむひとり持ちたりける。いかが思ひけん、男に云ふやう、「我に暇たべ。……さて外の人を語らはんよりは、これにある若き人を相ひ具して、世の中の事沙汰せさせよ。さらにうとからん人よりは我が為にもよからん……」……、云ふがごとくして、奥の方に据ゑて、男はままむすめなむ相ひ具して住みける。〔『発心集』第五卷三「母、女を妬み、手の指蛇に成る事」〕^(注46)

というものがある。妻が夫に暇を要求し、己の代わりに前夫との連れ子を娶れと勧めるというストーリーであり、「義父一義娘」間のインセストに相当する。元妻はその後、己が勧めておきながら嫉妬に噴まれ指が蛇に変化するのだが、これはインセストに対する応報ではなく、あくまで嫉妬に対する応報である点に注意を要する。

「養父一養娘」間のインセストに繋がる言動に「孝」を用いた表現としては、『源氏物語』において、光源氏が養女玉鬘にかけた言葉が挙げられる。

思ひあまり昔のあとをたづねれど親にそむける子ぞ
たぐひなき

不孝なるは、仏の道にもいみじくこそ言ひたれ（『源氏物語』蛍）^(注47)

養父である光源氏が養女の玉髪を口説いた折、誘いに乗らない玉髪に光源氏がかけた言葉で、自身になびかないことを「親にそむける」「不孝」と表現している。軽い言葉のやり取りの段階ではあるが、ここで「養父—養娘」間インセストの拒否が「不孝」と表現されるのは、その承諾が「孝」であるという光源氏の認識が前提されていることになる。

「社会的父—娘」間のインセストにおいて、起こり得る可能性が比較的高いのは、「舅—嫁」間のそれであろう。嫁への訓戒として、『女論語』に、

阿翁に敬み事へては、形容をば覗ざれ。敢て隨行せざれ、敢て対語せざれ（敬事阿翁、形容不覗。不敢隨行、不敢対語）。（『女論語』事舅姑章第六）

嫁は、舅に仕えるに際して、「姿を見る」「ついて行く」「話す」ことが禁止されている訳だが、その理由について山崎純一氏は、「舅・嫁間の性愛の発生を嫌の厳しい自制により防ごうとするのである。また、舅と

嫁の間の情交の嫌疑を周囲の者に懐かせぬよう、嫁に厳しい自制を求めているのである」^(注48)とする。また、牧野翼氏は漢代の家について、「漢代でも父子が同室に生活するのは極めてよくないこととられていたのであって、これは恐らく性的方面にその最大の原因があるのであろう」^(注49)とする。つまりこの訓戒は、「舅—嫁」間は、嫁の自制がなければ、「性愛」「情交」が発生するような関係である、との認識が前提となっているわけである。また、鎌倉初期の説話集である『古事談』に、

待賢門院ハ。白川院御猶子之儀ニテ令入内給。其間法皇令密通給。人皆知之歟。崇徳院ハ白川御胤子云々。鳥羽院モ其由ヲ御知食テ。叔父子とぞ令申給ケル。（『古事談』第二）^(注50)

なる伝承が見える。白川法皇とその孫鳥羽天皇の中宮である待賢門院（藤原璋子）とに不義の関係があつたとの内容で、事実であれば「祖父—孫の嫁」間のインセストに当たる。

また、藤原兼実の日記『玉葉』には、

十三日……、若し大事出来せば、中宮を法皇の宮に

納るべき由、或る人和讒す。禪門及び二品、承諾の氣色有り。而るに中宮此の旨を聞きて、枉げて出家を仰せらるる事、已に切なり（十三日……、若大事出来者、中宮可納法皇之宮由、或人和讒。禪門及二品、有承諾之氣色。而中宮聞此旨、枉被仰出家事已切）。（『玉葉』治承五年正月十二日条）^{〔注51〕}

と、高倉上皇崩御の後、高倉上皇の中宮建礼門院を舅にあたる後白河法皇に入内させる計画に關する記述が見える。兼道は、この「舅—嫁」婚の計画について、「夢か夢にあらざるか、凡そ言語の及ぶ所ならざるものなり（夢歟、非夢歟、凡言語不所及者也）」^{〔注52〕}と評しており、強い嫌悪感が窺える。

なお、佐伯真一氏は『平家物語』の記事の検討から、後白河法皇と建礼門院との関係について、「法皇と女院をめぐる記事に、常にこうした読解（引用者注……「舅—嫁」姦）の可能性がつきまとることは認めざるを得ない。それは時にはつきりと法皇の愛欲を指示し、そうでない場合でも微妙な色彩によつて読者を悩ませるのである」^{〔注53〕}としている。

近世庶民の「舅—嫁」姦に關連する実例として、氏家幹人氏が万治二年（一六五九）の「下野烏山の城主堀美

作守親昌に仕える堀左近の妻お六は、姑から舅との不義（お六が舅と肉体關係を結んでいる）を言い立てられ、夫に激しく責めさいなまれた末に、「ながらへて此世のやみはよも晴れじ、死手の山路のいざ月を見ん」の辞世の句を遺して自害した」という事件を紹介しており、夫は妻を「そちが様成る遊女ごときの者は、見る目もけがる、ぞと申され候し」と罵つたという。^{〔注54〕}

以上、管見に及んだ範囲においては、「舅—嫁」問インセストを孝の視点から描いたものは見当たらなかつた。

おわりに

本稿では、近世以前の文学を中心に、そこに描かれた親子相姦モチーフの有する機能について検討しつつ、孝としての親子相姦」成立の可能性を探つてきた。古今も東西も問わず、文学作品上には近親相姦モチーフが散見する^{〔注55〕}。小田晋氏が「近親相姦は歴史上、文学上の〈罪〉の主題であり続けた」^{〔注56〕}とするよう、所謂インセスト文学とは、一般的にはインセストの〈罪〉から発生する罪障感や背徳感がその主要テーマであるといえる^{〔注57〕}。しかし、野口氏が「およそ日本文学の近親相

姦にまつわる伝統的想像力の中に、一つ欠落しているようと思われるものがある。それは、母子相姦である（野口氏前掲論文）とするように、本朝近世以前の文学において親子相姦モチーフを取り扱った作品を閲するに、管見が及ぶ限りでインセストの〈罪〉がテーマとなつてゐるものは、わずかに『源氏物語』のみであつた^(注38)。

近世以前の日本文学史においては、親子相姦モチーフは物語の主要テーマというより、仏教系説話における往生や出家の機縁、繼母の邪恋を取り扱った作品における継子いじめの原因、またはある人物の聰明さを示す難題の発生因といった、ある機能を有する物語の一要素として用いられる傾向が強かつたといえよう。

「孝としての親子相姦」成立の可能性という当初の疑問に關しては、実母からのインセスト要求を快諾する「倭の朱買人」、父娘姦を「廿四孝もしのこしておいた孝行」と表現する「長崎船」また、実父のインセスト要求に対する拒絶を「不孝」と記す『吾妻鏡』が見つかつた。
無論、近親相姦が「畜生」という言葉で表されたように^(注39)、時代を問わず、實際の親子間インセストが醜悪でおぞましいものと考えられてきたことは論じるまでもない。

注

ただ、「倭の朱買人」「長崎船」「吾妻鏡」等に現われた觀念は、「親からのインセスト要求に子が（自發的に）従う」という条件を充分に満たすものであり、日本文学上で、親子間インセストが親孝行の結果として容認され得る可能性、即ち「孝としての親子相姦」成立の可能性を示したものといえよう。

(1) 管見の及んだ限りでは唯一、ゾロアスター教が近親相姦を獎励するという。「彼（引用者注……ゾロアスター）は、父と娘、息子と母、兄弟と姉妹の間の結婚を勧める」（岡田明憲『ゾロアスターの神祕思想』講談社、一九八八年、三一頁）、「主

人公ウイーラーは、ニーシャープールの聖職者とされ、その善行と高徳をもつて聞こえていた。……彼の高徳の中でも、最も賞賛されるのが、近親婚を実行した点である。彼はみずからの七人の姉妹を妻とした」（同、九三頁）

(2) 藤沢令夫訳『國家』上、岩波書店、一九七九年、三七一頁。

(3) 共同訳聖書実行委員会編『聖書 新共同訳』日本聖書教会、

一九八七年、九五頁。下同。

(4) 井筒俊彦訳『コーラン』上、岩波書店、一九五七年、一一一三頁。下同。

(5) 「嫡と庶と云、繼と云は、漢國にての差別にこそあれ、皇國にては、其の差別にはか、はらず。たゞ非所生母を、麻々母（ママハ）など云、非所生子を麻々子と云り。されば嫡母・庶母・繼母みな麻々母なり」（本居宣長『古事記伝』二三二之卷、開化天皇条注（向山武男校『古事記伝』三、日本名著刊行会、一九三〇年）、一二四五頁）より、「嫡母」「庶母」「繼母」は括して社会的母として取り扱う。

(6) 『国史大系』第一三卷、経済雑誌社、一九〇〇年、二六八九頁。

(7) 『国史大系』第七卷、経済雑誌社、一八九八年、一〇七頁。

(8) 井上光貞他校注、日本思想大系3『律令』岩波書店、一九七六年、一八頁。

(9) 唐律では、「小功以上の親、父祖の妻を姦せる（姦小功以上親。父祖妾）」が、十惡の一「内乱」とされ（名例一）、その刑罰は「絞」とある（雜律第十）。

(10) 新訂増補国史大系22『律令義解』吉川弘文館、一九三九年、一五九頁。

(11) 内藤聖叟校訂『御定書百ヶ条』松野勇雄発行、一八八九年、七四頁。下同。

(12) 『御定書百ヶ条』で血縁的母に言及していないのは、「軽きを擧げて重きを明らかにする所以」（坂本太郎「飛鳥・奈良時代の倫理思想——とくに親子の間の倫理思想について——」『古典と歴史』吉川弘文館、一九七二年）に基づくものであろう。

(13) 例え本朝であれば伊弉諾尊・伊弉冉尊の国生み神話や、

『今昔物語集』卷二六一一〇・『宇治拾遺物語』第五六話などの島起源譚（兄妹相姦）などがこれに当たる。他国の例は、

吉田敦彦『神話と近親相姦』（青土社、一九八二年）に詳しい。

(14) 『桃太郎の母——ある文化史的研究』講談社、一九七二年、一六一頁。

(15) 『国史大系』第七卷、七一頁。

(16) 『国史大系』第七卷、七八頁。『日本書紀』には伊香色謎命

に対する原割注に「是庶母なり（是庶母也）」とある（『日本書紀』卷四、開化天皇六年条（『国史大系』第一卷、経済雑誌社、一八九七年）、一〇四頁）。

(17) 長田権次郎校訂『法王帝説証注』裳華房、一九一〇年、第三葉表。

(18) 家永三郎氏は、「上宮聖徳法王帝説には用明天皇の庶子多米王が父帝崩後嫡母間人女王と婚した事実が記されている。多米王のことは記紀に見えないので、狩谷披齋は『書紀古事記並に多米王間人王と烝る^{なまら}の事を載せず。蓋し史之を諱みしならん』（法王帝説証注）と考へたが、開化天皇の事蹟がなんらの非難を伴ふことなく堂々記載されてゐるのを見れば、間人女王の件も諱んで除かれたとは考へられない」（岩波全書一九四『日本道德思想史』岩波書店、一九五四年、一六頁）とする。

(19) 『古事記伝』三、一二四五頁。

- (20) 阿部秋生他校注・訳、新編日本古典文学全集20『源氏物語』
小学館、一九九四年、二三二一頁。
- (21) 佐竹昭広他編、新日本古典文学大系40『宝物集 閑居友 比良山古人靈託』岩波書店、一九九三年、三一六頁。『今昔物語集』卷四にも類話を載す。
- (22) 『宝物集 閑居友 比良山古人靈託』、二二一頁。
- (23) 『宝物集 閑居友 比良山古人靈託』、二二二頁。
- (24) 市古貞次校注、日本古典文学大系38『御伽草子』岩波書店、一九五八年。
- (25) 『御伽草子』、三一八頁。
- (26) 野口武彦「近親相姦と文學の想像力」(『現代思想』五月臨時増刊号)第六卷第六号、青土社、一九七八年。
- (27) 仏教的思惟においては、出家の契機になるなら、時に「親殺し」すら容認される。拙稿「本朝における親殺しの不孝の容認」(『日本中国學會報』第六五号、二〇一三年)参照。
- (28) 山田孝雄等校注、日本古典文学大系22『今昔物語集』一、岩波書店、一九五九年、二七三一—二七四頁。印刷の都合上、一部漢字を改めた。
- (29) 荒木繁他編注、東洋文庫243『説経節』平凡社、一九七三年、一七五頁。
- (30) 祐田善雄校注、日本古典文学大系99『文楽淨瑠璃集』岩波書店、一九六五年、三〇七一—三〇八頁。
- (31) 中村幸一校注、新編日本古典文学全集14『うつほ物語』
小学館、一九九九年、二二二二頁。
- (32) 『文樂淨瑠璃集』、三一四頁。
- (33) 中田祝夫校注・訳、新編日本古典文学全集10『日本靈異記』
小学館、一九九五年、二三四四頁。
- (34) 他に生まれ変わりの絡む直系近親姦(「祖母—孫」姦)の例としては、『浜松中納言物語』卷一が挙げられる。中納言が唐の皇子に生まれ変わった父親に会いに行き、唐土で皇子(父親の生まれ変わり)の母と交わる。
- (35) 武藤禎夫校訂『安永期艶笑譚本六種』太平書屋、二〇〇〇年、一六〇—一六三頁。下同。
- (36) 類話である落語「故郷へ錦」は、インセスト要求が子から発せられたものとなっている。東大落語会編『増補落語事典』(青蛙房、一九六九年、一七四頁)参照。
- (37) 高野直孝編『撰要永久録 御触留』第二卷「享保七年壬寅」条、日本学術振興会、一九四一年、葉数記載無し。
- (38) 現代の例だが、アメリカの医師ジュディス・L・ハーマンは、各国で行なわれたインセスト事例に関する調査報告を分析し、「親子の近親姦についての五つの大規模な研究を検討してみると、合計四二四事例中、父親が加害者である場合が九七%を占め、母親が加害者であるものは三%にすぎない」(斎藤学訳『父—娘近親姦——「家族」の闇を照らす』)誠信書

房、二〇〇〇年、二二頁)としている。

七一頁。

(39) 大橋新太郎編『西鶴全集』下巻、博文館、一八九三年、一五六一一五七頁。

(50)『国史大系』第一五巻、経済雑誌社、一九〇一年、四八頁。
(51)『玉葉』第一巻、国書刊行会、一九〇六年、四六四頁。

(52)『玉葉』第二巻、四六四—四六五頁。

(53) 佐伯真一『建礼門院という悲劇』角川書店、一二〇〇九年、五三頁。

(41)「祖父—孫娘」姦であるが、本稿では直系姦という点から親子姦と同質と認めここに含めた。

(42) 長谷川強校注・訳、新編日本古典文学全集65『浮世草子集』

小学館、二〇〇〇年、一八頁。

(43)『浮世草子集』、二八頁。

(44)『続国史大系』第五冊、経済雑誌社、一九〇三年、三六五一三六六頁。

(45)大槻修訳注『有明けの別れ——ある男装の姫君の物語——』「七
継娘と道ならぬ恋の左大将」三省堂書店、一九七九年、四八
一四九頁。

(46) 三木紀人校注、新潮日本古典集成『方丈記 発心集』新潮社、
一九七六年、二〇八一一〇九頁。

(47)『源氏物語』、二一四頁。
(48) 山崎純一『教育からみた中国女性史資料の研究——『女四
書』と『新婦譜』三部書』明治書院、一九八六年、二三二頁。

(49) 牧野巽『儀礼及び礼記における家族と宗族』(牧野巽著作集
第一巻『中国家族研究』(上) 御茶の水書房、一九七九年)、
取り扱った作品では、インセストの〈罪〉をテーマとするも

(54) 氏家幹人『不義密通——禁じられた江戸の恋』講談社、
一九九六年、二五一—二七頁。

(55) 吉田敦彦『神話と近親相姦』(青土社、一九八二年)、原田
武『インセスト幻想——人類最後のタブー』(人文書院、二
〇〇一年)、同『文学と禁断の愛』(青山社、二〇〇四年)、オッ
トー・ランク『文学作品と伝説における近親相姦モチーフ
——文学的創作活動の心理学的基本的特徴——』(中央大学出版部、
二〇〇六年)等参照。

(56) 小田晋『犯罪としての近親相姦』(現代思想五月臨時増刊
号) 第六巻第六号、青土社、一九七八年)、一一九頁。

(57) 注55で挙げた資料は古今東西のインセスト文学を紹介する
が、多くがインセストの〈罪〉をテーマとしている。

(58) 兄妹相姦モチーフであれば、古くは記紀の輕太子・輕大郎
女の例、近世には淨瑠璃の畜生物などにインセストの〈罪〉
をテーマとする文学が見られる。また、近代以降の親子姦を
取り扱った作品では、インセストの〈罪〉をテーマとするも

のが多い。注55の資料群参照。

(59)『玉勝間』卷五に、「世に、おやこあるははらからなどたはくる者を、畜生なりと云ふ」（与謝野寛等編、『玉かつま』上、日本古典全集刊行会、一九二五年、一六四頁）とある。また、「畜生」語と近親相姦との関係については、佐伯氏前掲書に詳しい。

【附記】本稿は口頭発表「孝としての近親相姦」（第四回日本研究年会「国際日本研究の可能生を探る－人文・社会・国際関係－」、於台湾大学、二〇一三年一月九日）に加筆修正を加えたものである。